

紹介

スレンドラ・J・パテルによる

インド農業労働者の分析

— Surendra J. Patel :

Agricultural Labourers in

Modern India and Pakistan.

Bombay 1952 —

小嶋 正 巳

I ま え が き

一九四七年に独立を達成したインドは、五一年から第一次五
カ年計画にはいり、その後ひきつづいて現在第二次五カ年計画

の仕上げの時期にあり、六〇年からはじまる第三次五カ年計画
の粗案もすでに発表された。これらの五カ年計画に集約されて
いるインドの経済発展様式は、一般に後進諸国において資本主
義的発展という言葉がほとんど魅力を失ってしまった今日、中
国型の社会主義路線と対抗しうる第三のみちすじを成功させる
かどうかという点で、大きな歴史的実験の意義をもっている。

この観点からインドの経済計画を特に中国との比較において
検討するとき、最も気がかりなのは、概括的には国家による基
礎工業の開発は順調に進行しているものの、若干の部門におい
て中国にはみられなかった新しい種類の緊張があらわれている
ことである。

その一つに、農村における過剰人口の問題が解決されず、農
業生産の発展テンポが工業生産の発展テンポを抑制しているこ
とがあげられる。このことは、計画編成の技術的問題に解消で
きない・インドの経済発展の基本的構想に関連する問題であ
る。なるほど、第一次五カ年計画の農業生産は、ほぼ目標に達
したか・あるいはそれを若干上まわって達成された。しかし、
この成果は、主として灌漑計画や一連の『農業改良普及事業』
のような技術的アプローチによって達成されたものである。土
地改革およびそれに接続する農業集団化・協同組合政策は約束
されたが、ほとんど実行されなかった。またそれと関連して、
農産物の増産分は大部分が自家消費され、農産物市場化率はほ

とんど改善されなかった。第二次五カ年計画においても、農業部門の計画は、やはり、インド在来の農村生産構造を革新し、過剰人口を適正に再配置するために真正面から取組んでいるという印象はとうていえがたく、灌漑を化学肥料にとりかえた技術的アプローチが中軸となっている。本質である生産関係の改善を放置しての技術的改革は当然限界があり、このことは、すでに農業生産の発展テンポを頭打ちにしているだけでなく、工業投資の資金調達にもいきずまりの状況をみせ、当初の第二次五カ年計画に組みこまれていた投資の削れないし延期を余儀なくさせ、また必要な投資を増税と赤字財政でまかなわざるをえなくさせている。

さらに、このようなインド在来の農村社会構造の上に基礎をおいている地主・高利貸階級は、第二次計画の五カ年間にわたる農業投資総額（經常支出もふくめて一〇五億四〇〇〇万ルピー）に等しい額を一年間に地代および利子として所得するといわれているが、かれらは土地改革に抵抗するとともに、資本家階級と同盟して国営セクターの国民経済支配にも強力に抵抗しており、いわゆる『社会主義型社会』の実現を疑問視される根拠となっている。

したがって、インド在来の農村社会をどのように変革し、過剰人口のもつ潜在的生産力をどのように解放するかという問題には、インド型の経済発展様式の成否がかかっているといえよ

スレンドラ・J・パテルによるインド農業労働者の分析

う。

ここにとりあげたパテルの著作——Surentra J. Patel: *Agricultural Labourers in Modern India and Pakistan.*——は、一九世以後のインドおよびパキスタンの農業労働者階級の生成・発展およびその形態分析をとりあつたものであるが、みぎの問題を説明するための必須の前提となる歴史的視点を提供している。インドの農村社会は、封建的村落共同体の崩壊以後、老大な農業労働者階級の存在を特徴としていることは、従来からしばしば指摘されていたところであるが、この農業労働者階級にかんしての立入ったししかも総合的な研究は、あまり豊富とはいえなかった。パテルは、この問題をあらゆる具体的資料を駆使し、しかも明確な歴史観にもとずいてみごとに分析している。

本書は、一九五二年にボンベイの *Current Book House* から出版されたが、出版と同時にかなりの反響をよび、五五年にはロシア語訳がモスクワから出版され、五七年には中国語訳が北京から出版された。ロシア語版には、かなり長い訳者序文がつけられて、その中でパテルの見解の一、二の点が批判されており、その上訳者の脚注が若干補足されている。（ロシア語版訳者序文による批判は、本稿最終節に紹介する。）中国語版には、ロシア語版訳者序文および脚注も翻訳され、さらに中国語訳者の若干の脚注がくわえられている。

ロシア語版訳者序文においては、本書はつぎのように評価されている。

この本は、インドおよびパキスタンの農業労働者階級の形成問題をとりあつた第一級の著作であり、特に十九世紀のインド村落共同体崩壊過程の正確な評価・イギリス帝国主義とインド封建制の残滓がインド農業の資本主義的發展をさまたげインド農民をして最も悲惨な『非プロレタリアートの貧困』へ分化させた過程の詳細な分析・さらに新マルサス主義者たちの人口増大をもってインドの經濟發展上の若干の特質を解釈しようとする企図を完全に粉碎していること等の諸点を高く評価しなければならぬ。また本書のなによりの強みは、すべての記述が詳細で豊富な統計数字でうらづけられていることであり、またすべての分析が一村一区を対象とせずパキスタンをふくむ全インドの規模でおこなわれていることである。本書は、その結論の若干点について誤りがあるけれども、しかし歴史と經濟との科學的研究の發展に対する偉大な貢獻を否定することはできない。

本書は、つぎの十章に章別されている。第二章および第三章は、主としてデータの批判的整理とインド農業労働者階級の生成發展状況の数字的把握についてやされている。第四章において、第五章以下の分析の前提として、村落共同体の所有制の分析およびその崩壊・イギリス帝国主義支配下の土地制度——ザ

ミンダリ(zamindari)制度とライオトワリ(ryotwari)制度の創設・および農民分化の原因が記述され、第五章以下がいわば本論をなしている。

- 第一章 問題およびその意義
- 第二章 一八七〇年以降の農業労働者
- 第三章 農業労働者の比率と地域差
- 第四章 歴史的背景
- 第五章 農業労働者の類型
- 第六章 債務労働者あるいは半自由労働者
- 第七章 貧農労働者
- 第八章 無産半失業労働者
- 第九章 完全就労の自由賃金労働者
- 第十章 結論

本稿においては、紙数の制約もあるので、第五章以下についてその大意を要約し、第四章までの部分は全体の理解に必要なかぎりその中において、この著作を紹介することにする。

II 債務労働者あるいは半自由労働者

インドにおける農業労働者階級の形成は、一八七〇年代からはじまる。それは、封建的村落共同体の崩壊と土地私有制の発生を基盤とし、農村における資本主義的生産關係の發展を軸として創設された。

この農民分化過程における主要な特徴の一つは、土地を収奪された農民（小保有者あるいは占有権をもつ小作農であった農民）はそのまま農業プロレタリアに転落するのではなく、一人は何ら固有の権利をもたないより劣悪な条件の小作農におちて、それが再度破産して土地から完全に縁がきれるまでに一つの間段階を構成することである。この特徴はさらに、基盤となる原有の土地所有制度の差異によって、積極的にあらわれるばあいとそうでないばあいとがある。

すなわち、ザミンダリ制のもとでは、封建的大土地所有制の存在が小作農をより劣悪な条件で入替えることを援助したが、ライオトワリ制のもとでは、かなり広範に小保有制が保存されていたのである程度資本主義発展に順応することができ、それにもない土地集中が加速されたので、ザミンダリ制地域にくらべてずっと急速に農民を分化させ、土地をもたない農業労働者階級を創設した。

パテルは、このようなインド農民分化過程における特質に基礎をおき、農業労働者と土地との関係および雇用形式の差異に照応して、前記章別にもみられたとおり、インド農業労働者をつぎの四類型に大別した。すなわち、

- 1 借金を労働で返済するという形式で束縛され、内容は半奴隷
- 半農奴的な存在である債務労働者。
- 2 ごく零細な土地を所有しているかあるいは小作をしている

スレンドラ・J・パテルによるインド農業労働者の分析

が、それ以外に富農・地主に雇用されなければ生存できない貧農労働者。

3 何らの生産手段も所有していないが、永久的に半失業の状態にあり、季節的に移動して短期のあるいは臨時の雇用にあいつく半失業労働者。

4 やはり何らの生産手段も所有していないが、長期常用の形式で就労している自由労働者。

さて、第二の債務労働者であるが——（原文は *bonded labourers*・ロシア語版では *Закателенные рабочие*・中国語版では債役制工人と訳され、邦訳『経済学教科書』では債務奴隷という言葉がつかわれている。）、これは従来のインド経済史にかんする諸著作において、一般に農奴 (*agrarian serfs*) と称されていた階層をさす。

この階層を束縛している根拠は、直接的には封建権力ではなく、かれらの地主に対する金銭貸借関係である。かれらは労働をもって返済する条件で借金し、返済と同時に地主に対する隷属的労働はうちきられるのであるが、実際上は、労働すればするほど借金が増大し、結局そのほとんどが一生奴隷的労働から解放されないのである。この奴隷的労働の原因である借金の額をいうと、一般にきわめて零細なものであって、マドラス (*Madras*) 地区では二五ルピー、グジャラト (*Gujarat*) 地区ではきわめてまれな例として二〇〇ないし三〇〇ルピーを最高と

している。

かれらの名目上の賃金は、他の自由賃金労働者よりもずっと低く、地域差・個人差はあるにしても、通常一カ月数アンナからせいぜい一ないし二ルピーであり、この名目賃金以外に生存に最低限必要な穀物を支給される。なお若干の地区では、雇用者（債権者）から通常四分の一エーカー程度の耕地を家族扶養のために貸与されることがある。この現物給与・耕地貸与は、単に名目賃金を圧しさげるために利用されるだけでなく、債務労働者をしてさらに現金の借入れを不可避ならしめ、期限付隷属労働を永久化することを主要な目的としている。一度債務労働契約をすると、その債権者以外にはだれにも雇用されないことを約束せねばならず、かつ、その債権者は、債務労働者を毎日一定時間かならず就労させる義務はないのであり、労働させない時間には、賃金はもちろん現物給与としての食糧も支給されない。したがって、債務労働者は、『解放』されている間は自分で薪を採集したり草刈をしたりしてこれを食糧と交換するが、それでも不足すればあらためて同じ債権者からもう一度借金するより他に方法がない。

このような最劣悪な条件は、必然的に労働者の逃亡を助長するのであるが、一定地域の地主階級は、同盟してこの逃亡に對抗手段を講じ、他地区で逃亡者を発見すればかならずもとの債権者に返送する組織をもっており、法はこれを見とめ、権力は

これに協力している。債権者が逃亡債務労働者に対し専決の処罰権をもっているのもめずらしいことではなかった。

のみならず、債権者は債務労働者を抵当に入れたり売りに出すこともできた。もちろん、法は人身売買を禁止していたので、債務労働者の売買は、通常債権の肩がわりという形式をとった。したがって、売買価格は、通常その労働者の負債額が基準となる。また債権者が土地を売りに出すときは、債務労働者は債権者よりもむしろ土地に従属せしめられ、土地の買手は、土地の価格に労働者の負債額を付加して支払い、その新しい債権者となる。つまり、かれらは法律上の擬制は自由人であるが、事実上はほとんど農奴とかわらない。

かれらの家族も、もちろん債権者に使用される。労働者の妻は家畜の世話と下女代りをつとめ、その子供たちは作物の番人などにあたる。家族の労働に対しても、当然賃金は支払われるが、その水準は労働者本人よりも格段と低い。

債務労働者が死亡したばあい、その子女は法律上はその債務を引継ぐ義務は課せられず、したがって、制度としては世襲制ではない。しかし実際上は、その子女は他に転出して新しい職業をみつけることがほとんど不可能であり、結局もとの債権者から借金せざるをえないことになる。また契約の当初に、自分の代に返還できないばあいは、後代にわたっても返還する旨の条項が書入られることもしばしばあった。

この制度は、パテルによれば、たとえば一八四三年の労働者契約不履行法 (Workman's Breach of Contract Act) ・一九〇三年のマドラス農園主法 (Madras Planter's Act) ・あるいは一九二〇年のビハール・オリッサ州債務労働者契約法 (The Bihar and Orissa Kamiauti Agreements Act) 等を引あいにして法律的に承認された制度ではないとしている。そしてまたパテルは、この債務労働制が法的にみとめられていないにもかかわらず、社会的制度として動揺することなく維持せしめられたのは、権力者である地主階級がこれらの法律を六法全書の中だけにとじこめ、他方労働者の方は無知と無組織のために法を利用することができなかったためだと説明している。

(ロシア語版では、パテルが債務労働制そのものを禁止したと理解している前記の諸法律は、実質的には単に奴隷売買を禁止しているのにすぎないと注をつけている。)

以上のように債務労働者の労働内容や境遇は、たとえば土地に隷属して雇用主選択の自由がないという点では農奴と類似しており、また抵当にされたり売買される点では奴隷と類似している。債務労働者は、一面においてこのような封建的な性格をもっているが、しかし他面ではかならずしも封建的でない側面をもっている。というよりも、債務労働の本質は、従来農奴と呼称されていたのとは反対に、明らかに近代範疇に属する農業プロレタリアの後進的な一形態なのである。

スレンドラ・J・パテルによるインド農業労働者の分析

一九世紀以前のインド農村社会において、特殊な形態の奴隷というべき階層はたしかに存在していた。かれらは、その大部分がカースト以下の不触賤民あるいは土着部落民 (インド中部および東北部の山林地帯の流浪遊牧民が粗放農業に定着したものの、社会的には不触賤民と同列におかれる) 出身者といわれるが、かれらは、ごく零細な土地を貸与されて耕作し、その収穫の中から自分と家族の生存に最低限必要な食糧の取分をゆるされ、そのほかに何らかの手工業に従事して、そこからいくらかの報酬をうることをゆるされていたが、かれらの地位は、一般の共同体構成員とは嚴重に区別されており、いわば債務労働者とは似たものであった。

(パテルによれば、このインド中世の奴隷制は、典型的な古代奴隷制と相当異なり、社会的生産の主要な担い手ではなく、いくらかは家族的な温和な制度であり、饑饉のさい路頭に迷った孤児たちの特殊な救済養育の役割をも果たしたものだとしている。これに対し、ロシア語版脚注は、パテルのインド中世の奴隷制の評価はブルジョワ的評価を無批判に援用したもので、根拠のない中世美化だと批判している。)

ところが、一九世紀後半のイギリス帝国主義の侵入・農村への商品経済の波及は、これまで農業と手工業が完全な統一体をなしていた封鎖的・自給自足的な農村共同体社会の崩壊を急速におしすすめ、インドの中世の奴隷制の基盤を消滅させてしま

ったのである。しかも、他方ではインド農村における資本主義発展の可能性はさまざまな要因によって阻害されたので、みぎの放出された中世的奴隷はただちに農業プロレタリアに再編成されえなかった。結局、従来の農村共同体において、一つの集団・階層として共同体成員の集団・階層に隷属していた奴隷的賤民階級は、共同体崩壊後、一つの集団・階層としては完全に解体され、今度は自由な個人として、他の個人に対する自由な契約によって新しい形式の隷属——債務労働者に編成替を余儀なくされたのである。

債務労働者は、中世的奴隷と同じ賤民階級の出身であり、生活環境がほとんど区別できないものであっても、みぎの点において両者は明確に区別されるべきである。すなわち、債務労働制は、法的にはあくまで自由な個人間の契約と擬制される金銭貸借関係を原因としているのであって、形式的には何ら身分関係によって規定されるものではなく、また金融経済をもたない社会では存在しえないものである。いうまでもなく、一九世紀以前のインド農村の共同体社会は、明らかに金融経済をしらず、当時の農村の経済活動は、せいぜいのところ物々交換であり、貨幣はほとんど流通していなかったのである。

つぎに、債務労働者の地域的分布をみると、はっきりと分明しているわけではないが、一般的にいうと、南部および中部イ

ンドに比較的普遍的に分布しており、北部ではビハール州でかなりの発展がみられる。またマドラス州・ボンベイ(Bombay)州・中央州(Madhya Pradesh)等にもみられる。しかし、それぞれの地区での発展はきわめて不均等であって、ある地区では非常に根強く発展しており、反対に他の地区では崩壊し・変質し・消滅しつつある。ただ、ビハール州をのぞけば、この制度が発展しているのは、すべて南部三角地帯であることは注目にあたいする。しかも、ビハール州における農業人口中に農業労働者のしめる比率は、南部三角地帯の状況と接近しており、南部三角地帯のそれは、全国で最高の四〇%ないし五〇%をしめている。

また、パンジャブ(Punjab)州とインドの東北部および西部の諸地域では、債務労働制は普遍的現象としてはみられず、さらに、農業労働者の比率の非常に低いインド北部辺境では、ほとんど債務労働の形態をみつけだすことはできない。すなわち、債務労働制は、インド共和国の版図内でみいだされるだけで、パキスタン共和国の版図内では事実上存在しないといつてよいだろう。

前述の債務労働制の普遍的な地域でも、その分布にむらがあり、たとえばボンベイ州において、特にそれが発展しているのはグジアラト以南の各県であって、カルナタク(Karnatak)地区ではほとんど消滅にちかい状況である。一九世紀末における

カルナタク地区の債務労働制は非常にさかんであったが、過去二〇年間では債務労働者は全農業労働者のほぼ一%にすぎず、それも年々契約の労働者に転化したという。またグジャラト地区でも債務労働制は、二つの類型にわかれて発展している。すなわち、一つはバンデーラ (bandhela) といわれる典型的債務労働者であり、もう一つはチュッタ (chutta) とよばれ、前者にくらべてずっと寛容な条件——債務労働が実質的に有期でありかつ比較的賃金の高いこと——を獲得している。その他の地区においても、にたような事情は随所に散見できる。たとえばマドラス州南部では、パニアルス (Panials) とよばれる労働者が日益に増大しているが、このパニアルスは、チュッタと同じくきわめて寛容な条件の債務労働者である。工業がかなり発展しているコインバトール (Coimbatore) ・マズラ (Madura) 付近では、かれらの大部分は月給制で最高四〇ルピ程度に賃金をうけてっている。永久的束縛はほとんど消滅しており、借金を一定期間の労働で返済するという契約形式に実質がともなっているといわれる。かれらは、大ていのばあい生活手段にあてるためではなく、生産手段を購入するために借金をするのであり、そのことが比較的高賃金をえ、かつ債務労働を永久的なものからどうか有期的なものにひきもどした原因となっている。結論的にいって、債務労働制は、その奴隷的な条件がしだいに緩和される傾向にあるといえることができる。

スレンドラ・J・パテルによるインド農業労働者の分析

それには、賤民階級の組織的団結をしめした農民協会 (Kisan Sabha) の活動もたしかにえいきょうしているが、そのほかに移民・都市の工業化・資本主義農業の発展といった要因も、債務労働制を制約する方向に作用した。ビハール州の一部地区のように、典型的な債務労働制がなお頑強に残存しているところでも、これらの要因はやはり何らかのえいきょうをあたえている。

債務労働制が根をおろしている地域は、相対的に多量の農業労働者が存在しており、耕作方法も後進的であり、資本主義工業がほとんど発達していず、人口の流出入があまりみられないところである。

それでは、このような債務労働者は、農業人口中どの程度の比重をしめているのであろうか。これはきわめて興味ある問題であるが、正確な推定をする資料はほとんどないといっている。一九二一年の人口調査の資料を基礎にして大ざっぱな推定をすると、当時の農業労働者数から臨時的性格の労働者を除外し、その他の必要な補正をしていくと、債務労働者と完全に就労している自由賃金労働者を合計して約七〇〇万という数字をうる。そしてこの七〇〇万のうち、五〇〇万はマドラス・ボンベイ・中央・ビハール・オリッサの諸州に分布しており、その大部分は債務労働者とみられる。またみぎ以外の諸州に分布している二〇〇万にはほとんど債務労働者はふくまれていない。

とすれば、ごくひかえ目にいって当時の債務労働者数は三五〇万前後とみられる。

その後の傾向としては、前述のとおり、債務労働者はしだいにその条件を緩和することによって自由賃金労働者に変質しつつある。どの程度に変質し減少したかはやはり正確にいえなけれども、一九三一年には、厳密な意味の債務労働者の絶対数は三〇〇万をわたつたとみるのが妥当であろう。

問題は、しかし債務労働者がインド農民の中でどの程度の比重を占めているかということではなくて、農業の後進性の象徴であるこのような奴隷的労働形式が依然として今日のインド農業の中に存在しているということ自体である。

III 貧農労働者

農業生産が主たる職業ではないが、主職業からの収入が非常にすくないので、農耕を副業としている階層がある。かれらのうちの若干は、きわめて零細であるにしても自有地をもっているが、その大部分はさまざまな形式の小作農である。これらの小作農のうち、土地占有権をもっているものをのぞけば、その他の副業として農業生産に従事しているものの労働条件は、農業労働者とはほとんど区別できない。それ故、かれらは土地をもっていない農業労働者（dwarf-holding labourers）と対比しつつ、やはり貧農労働者（dwarf-holding labourers）として農業労働者の範疇にふくま

れるべきである。この階層の特長は、農耕がかれらの唯一の職業ではないということであって、かれらの家族のうち、成年に達したものは仕事があるかぎり主職業に専念し、婦女子および未成年労働者が主として農耕にあたる。

かれらの主要職業というのは、大部分がさまざまな家内手工業である。一九世紀後半、伝統的村落共同体制度が崩壊しはじめ、安価な輸入工業製品が農村へ流入しはじめてくると、農村手工業における機器製造業はほとんど消滅し、その他のたとえば編織・紡糸・製革・皮細工・製靴・銅器・搾油等の手工業の重要性もいちじるしく減殺された。しかも、これらの壊滅した手工業者を吸収するべき他の産業が何もなかったのであるから、かれらは唯一の手段として農業生産にしがみつかざるをえないのである。かれらのうち、自有地をもっているものはきわめてまれであり、したがって必然的にその大部分は小作農か農業労働者か、あるいはその両者をかねるより方法はない。このような手工業をかねる貧農労働者の数はどのくらいか、あるいはその伝統的職業の分解規模とテンポはどのくらいかを全般的に把握しようような材料はほとんどみあたらない。

みぎの手工業者から転化した貧農労働者と別に、もっと大きな階層をなす小保有農民から転落した貧農労働者がある。

インド経済にかんする多くの著作は、例外なく農民の耕作面積が過去一世紀にわたり不断に縮小している事実をみとめてい

る。この傾向は、農村における相対的過剰人口・ヒンズー教の財産継承法である男子子孫の平均分配・農民の土地売買による細分化等さまざまな原因によるが、いずれにせよ、このような耕作面積の縮少は、その家族を養うことをますます困難にし、ついにはその耕作だけでは生活できなくなり、副業として農業労働者とならざるをえなくさせる。もしかれが適当な副業としての農業労働者の口をみつけることができなければ、一時的にその自有地を抵当にして高利貸から生活費を調達せざるをえない。その結果は、いうまでもなく土地は高利貸業者の手にうつり、かれは小保有農民から完全な零細小作農に転落する。このような地主は、高利貸業者であつて農業経営者ではないから、所有地を集中して生産規模を拡大するよりも、その細分性を保持して小作農をいれ、そこから高率地代を拱手して搾取する方法をえらんだ。その結果、きわめて劣悪な条件の小作農階級を大量に創設することとなつたのである。

このような搾取関係は、小作農の生産条件をますます不利にするのみならず、農業経営者たる機能を自身で引受けない土地所有者＝高利貸業者と実際の土地耕作者との間に、管理人としての機能をうけもつさまざまな封建的・中間搾取者の制度をきわめて高度に発展させることになつたのである。小作農の普遍的な村落において、中間搾取者の異つた名目を一〇や二〇かぞえることは容易なことであつた。

このような過程がひきおこした変化の方向は、きわめて重要なものがある。小作農の地位が極端に悪化し脆弱化し、小作農の耕作地に対する何らかの固有の権利はすべてこれらの中間搾取者のえじきとなつてしまふ。耕作地に対するすべての固有の権利を取上げられてしまつた小作農は、その収穫物のすさまじい搾取ともあいまって、土地の潜在的生産力をほりおこすような種類の労働を土地に投入する意欲をまったく失つてしまふにいたる。そうなれば、かれらの労働内容は農民の自主性を放棄した農業労働者の労働とほとんど区別できないものになるであろう。このような小作農は、貨幣で地代を支払うことはほとんどなく、通常収穫分割制をとり、地主に収穫の四〇ないし六〇%、ときにはその八〇%を提供する。そのままでは翌年の再生産が不可能なのが普通であり、かれらは地主に対しふたたび高利でもつて種子・農具・家畜などを借りなければならぬ。したがつて、このような小作農と農業労働者の唯一の差異は、ただ小作農は自己所有の農具をもつてゐるといふ点だけであるが、実際には、かれらは簡単な農具でさえほとんど自分で所有してゐなかつた。

地主＝高利貸業者の側からいえば、かれらはその資本を土地兼併の手段として小保有農あるいは貧農に貸付けると同時に、ジョート・小麦・米の販売を兼営していることが多かつたので、当然、地代を貨幣で支払いあげ、これらの農産物商品を買付

けるよりも、小作人の収穫の半分を地代として取上げる方が有利であったし、あるいは、農業労働者を賃金を払って雇用するよりも、この方がずっと有利であった。したがって、一たんこれが制度として定着すると、急速に一般化し発展し、同時にこの小作農たちはますます農業労働者と同一視されるようになった。たとえばマドラス州の若干地区では、一九一六―一七年には小作農がみられなかったのに、一九三六―三七年にはすでに全耕作地の一三%がこのような小作農によって耕作されるにいたった。同州の他の地域では、同じ年次の比較において一五%から三〇%へ増大しているといつたぐあいである。

これらの小作農は、そのほとんどが最初は小保有農民であった。かれらの転落の順序は、まず小保有者から占有権を確保した小作農におちる。この段階では、かれらは副業として他の所有者に雇用されるかぎりにおいて農業労働者であり、いわば臨時的・部分的に農業労働者になるだけである。この段階でなお単純再生産規模を維持できない階層は、さらに土地占有権を抵当にして借金をかさね、占有権のない小作農あるいは収穫折半小作農におちる。この段階では、かれらは実質上無産農業労働者とはほとんど区別できなくなり、最後に、形式的にも完全な農業労働者に転落するのである。

さて、つぎにこのような貧農労働者の分布についてである

が、実質的に労働者にひとしいという線をどこでひくか、これには地代制度・耕作面積・作物が食糧であるか原料作物であるかなどの条件をも考慮しなければならないが、ごく大まかに耕作面積をめやすにして推定してみよう。

一九二六年の資料によると、農民の二三%は一エーカー以下の土地を、また他の二三%が一ないし五エーカー、二〇%が五ないし一〇エーカー、二四%が一〇エーカー以上をそれぞれ耕作していた。すなわち、

州	別	耕作者1人当りの耕作面積(エーカー)
ボンベイ州		16.8
中央州		12.03
パンジャブ州		8.8
マドラス州		5.99
ベンガル州		3.97
アッサム州		3.4
連合州		3.3
ビハール州およびオリッサ州		2.96

(原書附表7)

五エーカー以下の農民が五六%、一〇エーカー以下の農民が七六%をしめていることになる。インドの平均耕作面積は非常に小さく五エーカー前後といわれるが、しかし各州ごとに大きな較差があり、上表のとおりである。しかも、この表もまだ平均であって、たとえばパンジャブ州は八・八エーカーとなつていますが、これを階層別にみる

と五六%ないし六三%の農民の耕作地は五エーカー以下だとされている。ボンベイ州の平均の耕作面積は一六・八エーカー、パンジャップの州は二倍となっているが、ボンベイ州では耕地の三・九%しか灌漑をうけていないが、パンジャップ州では四四・一%が灌漑をうけていた。したがってボンベイ州では二〇エーカーが最低の経済耕作単位といわれているが、農民の八四%は二〇エーカー以下、六三%は一〇エーカー以下、四二・二%が五エーカー以下しか耕作していないというみじめなありさまである。平均耕作面積が比較的大きいこの二州をとつても、五エーカー以下の耕作者は全耕作者の五〇ないし六〇%をしめる。したがって、全インドをとれば、五エーカー以下の耕作者の全農民にしめる比率はさらにずっと高くなるであろう。

みぎのように非常にひかえ目な基準によって考察してみると、インドの農民の五〇ないし六〇%は、すくなくとも部分的・臨時的に農業労働者を兼ねなければ生存できない貧農だといつても大過ないとおもわれる。かれらは小保有農・占有権をもつ小作農・占有権をもたない小作農・収穫折半小作農といわれる貧農労働者に分類されるわけであるが、その比率を推定することは不可能である。しかしすくなくとも、この中で小保有農はきわめて微少であり、また不断に減少しつつある傾向は否定することはできない。そして、小保有農を不断に解体し小作農へ転落させる傾向は、同時に、占有権をもつ小作農を占有権の

ない小作農へ、さらにかれらを貧農労働者へと転落させる不断の圧力として作用するであろう。

ライオトワリ地区であるボンベイ州とマドラス州では、一九世紀前半においてはほとんどが小保有自作農であったが、一九〇一年の推計によると、ボンベイ州では農民の二五%が土地を喪失している。一九三一年には、ボンベイ州二八〇万の農民のうち六〇%一六〇万が小作農に転落している。しかもこの数字は、高利貸業者は土地併合後も法的な名義人は前所有者を利用するという慣習によって実際よりずっと低くみつもられていく。マドラス州では、一九三一年には農民の三〇%が小作農といわれ、連合州では、一九三一年には一三八〇万の農民中八七%一二〇〇万が小作農であった。さらにパンジャップ州をみると、全耕地の五四%一五〇〇万エーカーが小作農によつて耕作されており、そのうち占有権をもつ小作農は七%といわれるから、全耕地の四七%は占有権のない小作農および収穫折半小作農によつてしめられていたわけである。

ザミンダリ地区であるベンガル州・ビハール州・オリッサ州では、自作農は存在せず、實際上耕作者は全部小作農である。ただ以前はかなりの耕作者が占有権を確保していたのであるが、これが急速に失われつつある。たとえば、ベンガル (Bengal) 州における登録移転は、一八八四年の四万三〇〇〇件から一九一三年までには二五〇万件に増加し、一九二三年には三十一万四

〇〇〇件、二九年には二〇万件、四三年の被災地区では四二万六六八三件に達している。一九三八年には、ベンガル州の耕地の二〇%は収穫折半小作農にしめられ、四一―四六年にはこれが二五%にふえ、全農民の三五%強が農業労働者階級に属しているといわれる。ビハール州・オリッサ州における状況もほぼ同じである。

このような材料にもとずいて比較的ひかえ目な推定をすると、全インドの耕作者のうち四〇ないし五〇%は小作農であり、耕作面積は五エーカー以下とみられ、そのほとんどが占有権のない小作農あるいは収穫折半小作農とみられる。そしてまた、かれらのほとんど全部を貧農労働者と規定してよい。

このような小作農 \parallel 貧農労働者は、ザミンダリ地区であるベンガル州・ビハール州・オリッサ州、あるいは特殊なザミンダリ地域である連合州・パンジャブ州にかぎらず、ライオトワリ地域であるボンベイ州・マドラス州においても普遍的にみられるということは、たしかに注目にあたいる。つまり、大地主と永久小作制および農民小保有制という両者の原則的区別は完全に喪失した、とはつきり断定してよいのである。ザミンダリとライオトワリの区別は、単に歴史的なものにすぎなくなると、両制度のもとにおける実際上の耕作様式の差異はほとんど崩壊した。ただ一つ、収穫折半小作農の範囲は、ザミンダリ地域・特にパンジャブ州とベンガル州において、ライオトワリ

地域のボンベイ州・マドラス州に比較すればずっと広汎であるという点でのみ差異がみとめられるにすぎない。

この事実はまた、全農業人口中にしめる農業労働者の比率において、ライオトワリ地域がザミンダリ地域にくらべてヨリ大きく、約五〇%をしめると事実と符合している。ライオトワリ地域の小保有農民は、土地を喪失したとき相対的に急速なテンポで農業労働者に転落したが、ザミンダリ地域では、大土地所有制が小作農の内容をその形式のなかで内攻的に悪化させたことをものがたっている。つまり、ライオトワリ地域の無産農業労働者の地位は、ザミンダリ地域の貧農労働者と全く同一のものであり、一方は土地自体を収奪され、他方は土地の上で収奪されたのである。

IV 無産半失業農業労働者

無産半失業農業労働者というのは、農業労働以外に何ら他の固定的な職業をもっていないが、農業労働はつねにかれらの要求をみたして、一般に永久的半失業状態にある労働者をいう。かれらは、農業労働に従事しているときは他の農業労働者とまったく同じ条件にあり区別できないのであるが、就労していないときはカゴや縄を編んだり薪を採集したりして糊口のたすけとしている。

それではどうして永久的半失業といった状態があらわれるの

かという点、前述のとおり、インドの耕作者の四分の三は貧農であり、一人当りの耕作面積は五エーカーにみたない。このような零細単位では家族の労働力で吸収する余力は全く存在せず、結局自有地あるいは小作地からしめだされた労働力は他の耕作者に雇用されるしか方法がないのであるが、しかも同時に雇用能力のある耕作単位は非常にすくなく、これら労働者を常時全部雇用することは不可能であり、ただ季節的に特に収穫時において短期間臨時的にその一部の労働者を雇用するだけである。この雇用期間は、耕作の形態・季節・作物の種類などによっても異なるが、概括的にいって半失業農業労働者というの是一年のうち三ないし四カ月だけ雇用されて農業労働に従事し、その他の期間は半失業の状態で非固定的な副業に従事しているか、あるいは完全に失業して収入のみちを断れている。

零細耕作者・家内手工業者が土地を失いあるいは伝統的職業がなりたたなくなると、ただちにこの階層におちざるをえず、したがって、この階層の生成は、零細耕作者・家内手工業者崩壊のテンポ、およびその他の貧農を基盤とする農村過剰人口の増大に比例して急激に増大していった。しかも、この階層の増大は、何ら需要の増大にみあうものではないのであるから、増大に比例して労働条件を劣悪化し、就労期間を短縮した。かれらは債務労働者とくらべればたしかに自由であったが、またそれはたしかに失業と饑餓の自由でもあった。この労働条件の劣

悪化と就労期間の短縮は、かれらが固定的な他の職業をもっていないことをあわせて、仕事をもとめて流浪することを余儀なくさせた。かくて、大量の季節的移動労働者が出現する。

この季節的移動労働者の仕事は、単に農業だけでなく、工業あるいは非技術的なその他のどんな零細労働をもふくむ。かれらは仕事を求めてかなりの行動範囲をもって移動し、州をこえての移動も決してめづらしくない。

かれらは、通常収穫がおわったのちに出発し、翌年の播種前に故郷に帰りつくのを例としていた。ときには、かれらは季節的な工業労働者の需要をまかなう主要源泉にもなった。たとえば、ビハール州とオリッサ州の一五の大規模製糖工場の労働者の七五％は移動労働者で構成されていたという。

このような工業労働者となったもの以外の移動労働者は、結局農業生産に従事したのであって、主としてジェイト・棉花・小麦の栽培に雇用された。たとえば、ベンガル州はインドで最も人口稠密な地域であったが、これは季節的移動労働者を包括していることが原因であったし、ベンガル州の富農がビハール州・オリッサ州の農業労働者を毎年かなり大量に雇用することは周知のとおりである。同じように、中央州の棉花と小麦の産地においても、農業労働者は東北部および西南部の諸州から雇用されていた。一九二一年の統計から推定すると、当時小麦収穫期にインド中部および連合州東部からきた農業労働者は八な

いし九万人、ボンベイ州および西南高原地帯からきた労働者二万八〇〇〇ないし三万に達したとみられる。これらの労働者は、すべてジャブプルプール(Jubbulpore)・ソーガー(Saugor)・ダモー(Damoh)の小麦産地に吸収されたのである。ベラリ(Belary)の棉花産地では、収穫期には約八万の労働者が雇用された。つまり一九二一年に中央州へ流入した州外季節的移動労働者は二四万以上に達している。

このように季節的移動労働者は、仕事が見つかるころへと移動するが、かれらをうけいれる中心は、すべて商業作物を栽培する地域であり、これらの地域は、また今世紀にはいって水利建設によっていちじるしく農業の発展をみたところである。

かれらの生活水準は、想像を絶した悲惨なもので、あるものは出稼ぎ中宿舎も寝具もたず耕地の上に野天で起居し、子供たちは全く衣服をつけていない。寒い夜でも破れ毛布もせいたく品とみられるようなありさまであった。悪疾が流行するときや饑饉の年に最大の犠牲者をだすのもかれらであった。かれらの賃金といえば、正確な資料はないが、一九四〇年代で大体一日の労働に対し五ないし六アナが支払われ、蔗糖栽培地域の最高額が一日一四アナであったといわれる。また他の資料によると、ボンベイ州の季節労働者の賃金指数は、一九〇〇年を一〇〇とすると、一九一四年には一五九まで騰貴したが、一九二二年には九一に低下している。連合州では、一九二四年の資

料で一日平均三アナ、最低額は一・五アナと報告されており、ベンガル州では、一九二二年に二ないし六アナ、これは一九世紀の賃金水準よりも低いといわれている。その支払形態は、きわめて複雑なものが多いが、貨幣と現物との両方で支払う方式が一般的である。ただし、現物支給はしだいに廃止され、貨幣賃金に統一されていく傾向にある。

この貨幣賃金に統一される傾向の原因は、運輸の発達・貿易の発展・特に農業労働者雇用の対象作物が商業化してきたことによって、貨幣経済が急速に農村に滲透してきたためである。したがって、現物賃金は食糧生産地あるいは商業・運輸の未発達地域に多い。第二の原因は、戦争および物価の不断の上昇傾向によって、可能でありさえすれば現物賃金よりも貨幣賃金の方が雇用主にとって有利だからである。そして、土地をもたない農業労働者が一つの巨大な階級として措定され、かれらが貨幣賃金で労働力を売ることが一般的になればなるほど、それ自体がインド農村の貨幣経済を促進し、農村の自給自足的構成の崩壊に拍車をかけ、ひいては自己の階級を増殖し労働条件の悪化を拡大再生産するのである。

この類型の労働者数は、やはり正確にいえないけれども、概括的にいって、一九三一年においては、全インド農業労働者中の八〇%・実数にして約三五〇〇万が半失業的農業労働者にかぞえられる。つまり、全農業人口についていうとその約三分の

一、全インドの労働人口についていうとその約五分の一以上がこれにあたるのである。

その分布状況をみると、農業労働者の分布のすくないところは、当然半失業農業労働者の絶対的分布もすくない、バルチスタン (Baluchistan) ・シンド (Sind) ・西北諸州・カシ米尔 (Kashmir) ・西部パンジャブ・および東ベンガルなどがそれにあたる。カシ米尔をのぞいて、この地域は大体パキスタン共和国に属している。したがって、パキスタン共和国には、

この階層の農業労働者はインド共和国にくらべ相対的にずっとすくないとみてよい。半失業労働者が最も集中しているのは、みぎのいいかたからすれば、農業人口中農業労働者が高率をしめている地域であり、すなわち南部三角地帯および東部地帯西辺 (ボンベイ州・マドラス州・中央州・ビハール州・オリッサ州) ということになる。そこには、農業労働者は農業人口の三分の一以上をしめており、全インド三五〇〇万の半失業農業労働者の約半分の一七〇〇万が集中しているとみられる。連合州・西ベンガル州・東パンジャブ州等は集中地域と非集中地域の間にあたる。

また、この半失業労働者の季節的移動の主流は、マドラス州・中央州・ビハール州・オリッサ州等債務労働者と半失業労働者が優位をしめている地域から発生している。もっとも、ボンベイ州ははっきりと例外をなしており、農業人口中の農業労働

スレンドラ・J・パテルによるインド農業労働者の分析

者のしめる比率は全インド最高の約六〇%をしめしているにもかかわらず、ボンベイ州から他州へはほとんど移動しない。しかしこのことは、ボンベイ州の耕地面積が比較的大きく商業作物がさかんであり、他州にくらべ商工業が発達しており、しかも州内の人口移動がかなりはげしいことを考えればふしぎではない。

V 完全就労の自由賃金労働者

完全就労している自由賃金労働者は、債務労働者あるいは半失業労働者とは明らかに異なった範疇に属する。完全就労の点では債務労働者にているともいえるが、自由かどうかで区別される。自己の職業と雇用主選択の自由をもつ点では半失業労働者と同じであるが、就労の形式が異なる。またかれらは、それを唯一の職業としていう点で貧農労働者とも区別される。そしてもう一つ、かれらは重要な点で前述の三類型の労働者と異なっている。すなわち、前三者の主要な雇用主は、一般に地代に依存している不労地主であるが、完全就労自由賃金労働者のばあいは、一般に農業生産に直接たずさわりの地代よりも農業生産の利潤に主として依存している富農あるいは資本家であるという点である。

かれらは便宜上、農園主 (Garten) に雇用される農園労働者とその他の資本主義的富農に雇用される労働者とにわけること

ができる。

農園労働者は、一般に農業労働者にかんする論議のなかにふくまれることがすくない。というのは、それはたしかに農業経済部門に属するのであるが、しかし実際にはずっと多く工業労働者との共通点をもっているからである。しかし農園は農業における大規模企業であり、そこでの労働者は当然農業労働者に算入されるべきであろう。

茶葉・コーヒー・ゴム等の農園は、特殊な気候と土壌の条件を必要とするので、インドの農園はごくかぎられた特殊地域——茶農園の大部分はアッサム (Assam) 州とベンガル州東北部・コーヒー農園とゴム農園の大部分は南部三角地帯に集中している。最も重要な農園州はアッサム州であり、一九二九年の調査では、この州の茶農園に全農園労働者の二分の一以上・約五万七〇〇〇が雇用されていた。そのつぎは、ベンガル州の茶農園で約一九万七〇〇〇、マドラス州の茶・ゴム・コーヒー農園の一〇万三〇〇〇といった数字をしめしている。

これらの農園は、比較的人口の稀薄な森林地帯に集中している。しかも農園は大量の労働者を必要とするのであるが、もしその労働条件が十分魅力的なものであれば、しばしばのべたような労働力過剰の状況からしてもその補充はきわめて容易であったはずである。しかし実際には、その労働者はインドの北部

辺境地帯から補充する以外的手段はなかった。たしかに南部の農園は、主として一種の定期的な移動労働者に依存していたけれども、北部の・特にアッサム州森林地帯にある農園は南部の季節的移動労働者を利用することは不可能であり、現地での労働者調達だけでは不十分であった。

一九世紀前半、これらの農園が発展しはじめたころ、農園主 (イギリス人) は人口の稀薄な疾病の多い未開のアッサム州森林地帯へ労働者をかりあつめるために、支配権力を存分に利用し、労働者に対しては農園主自身を法律としたのである。たとえば、労働者は一たん契約書に署名して雇用されると、怠業したり逃亡したりしたばあい、農園主は逮捕し懲罰をくわえる権限を公認されていた。しかもその労働条件についていうと、植民地収奪の典型的な例をすべてここにみることができるのであり、ここでは雇用労働者の死亡率五〇%という数字をあげるだけで十分であろう。かような高死亡率を詐欺と誘拐にちかい契約方式で補充するのは、労働力集中に困難をくわえこそすれ、解決することにはならなかった。

その後、このような制度はいく分か改善され、一九一五年以降は農園主自身の逮捕権や処罰権は非合法化され、一九二六年頃からは労働者募集は、いわゆる農園サーダル (gardar) なる代理人をとおしておこなわれるようになった。しかしこのサーダル制度は労働者募集の困難をいくらか緩和したけれども、農園

内における労働者の労働条件はほとんど改善されなかった。一たん農園へつれてこられると、労働者はことごとく自由を制限され、逃亡あるいは隣接農園へのくらがえをふせぐために、しばしば農園の外へ出ることすら禁止された。

したがって、かれらの農園内における地位は、債務労働者とはほとんどえらぶところのないものであった。かれらと債務労働者とのちがいは、雇用主が地主に高利貸でなくて資本家であり、場所が旧式の耕地でなく近代的農園であり、賃金が全部貨幣で支払われることだけであった。このような劣悪な地位は、一つには、農園主がイギリス人で帝国主義的支配権力と直接結合していること、またもう一つには、農業労働者としては最も団結し組織化しやすい条件にあらながらほとんど階級的組織がなされなかったことにより、かなり長く第二次大戦中まで保存されていた。独立後の労働組合の組織によってやっと改善に着手されつつある現状である。

一九二九年の農園労働者の人数と分布はさきにもふれたが、一九四六年の調査でも人数・分布ともこれにくらべてほとんど変化なく、総数一〇九万一四六一人と報告されている。ただ注目しなければならぬことは、アッサム州の多量の農園定着労働者需要に応じているのは、主としてマドラス州・中央州・ビハール州・および連合州東部の半失業労働者の出身であり、これらの諸州はいずれも債務労働者・半失業労働者の集中地域であ

る点である。

みぎの農園労働者以外に、なおかなりの量の年ぎめ・季節ぎめ・月ぎめの完全就労農業労働者が存在している。

すでにふれたように、インドでは小農・貧農・小作農が絶対的優位をしめ、労働者雇用可能な耕作単位はきわめてすくない。たとえば、一九三二―三三年のグジャラトにおいては耕地面積の九二・一％が家族労働力で耕作されており、しかも一九四一―四二年には、この率は上昇して九四・二％になっている。このことから若干の論者は、グジャラトにおいては農業資本主義化の傾向はみとめられないとしている。グジャラトは、他の地域にくらべて比較的富農が多いところであり、その状況がこのようであれば、他の地域の農業資本主義化可能の範囲はさらに縮小されるであろう。また他の資料は、南部三角地帯において一九一六―一七年頃の農業労働者の収穫折半小作農化の傾向、つまり富農の不労地主化の傾向を指摘している。また、長期契約による農業労働者に耕作させている耕作単位は、全耕作地に対する比率は小さいにしても（ベンガルおよびグジャラトでは約五％）たしかに一般的に存在している。しかし、インドにおいては、労働者雇用の理由だけで資本主義農業形態といえるかどうかはきわめて疑問である。

資本主義農業形態をとるためには、原則として、まず生活を

維持し・労働者の賃金を支払い・その上にまだいくらかでも技術的進歩をまかないうる程度の生産規模、つまり一定限度の経済的耕作単位以上の土地がなければならぬ。さらに、その収入を地代に依存するのではなく、農業生産の利潤に依存するよう指向されなければならない。このような観点からいえば、全インドで一応経済的耕作単位といえる二〇エーカー以上の耕地に長期契約で雇用されている農業労働者数は全耕作者の5%弱と推定されるのであるが、このうちで資本主義農業労働者といえるものはきわめてすくなく、正確ではないが全耕作者数の1%にみたないものと考えられる。

それぞれの農民がいくらかの土地を耕作することを保障していたインド農業経済の伝統的な性格は、資本主義経済の滲透によって完全に瓦解し、すでに龐大な農業労働者階級が形成されたが、しかしかれらの地位はどのような資本主義的生産方法によっても代替されなかった。このことから、インド農業経済の性格は、封建制経済からなおかなりその残滓をふくみながらも基本的に資本主義経済へ転化したという説は、きわめて危険であり誤っている。資本主義的農業労働者が1%にみたないとしたら、明らかに資本主義的だとはいえないのである。前資本主義的農業の崩壊を象徴する龐大な無産農業労働者階級を擁しながら、資本主義農業がまだ出現しないというこの矛盾は、インド農業経済の『後進的』性格をなまなく説明してい

る。債務労働制・収穫折半小作制・龐大な半失業労働者の存在等はその如実な表現である。

富農・地主・および農業資本家に長期雇用される農園労働者以外の農業労働者は、通常六カ月あるいは一年ごとの契約が多く、その賃金は貨幣で一度に支払われるのが通例である。もっとも月ごとに支払われる例もないわけではない。その賃金水準は、年ぎめに換算して最低八〇ルピー、最高一五〇ルピー程度であり、これから想像されるように、かれらの経済的地位は他の三類型の農業労働者よりも相対的に高いとみられている。

VI 結 論

農業耕作と手工業の完全な統一を基礎にしていたインドの伝統的農業経済においては、土地をもたない労働者階級が存在する余地は全然なかった。一九世紀末からこの農業労働者階級が形成されはじめ、その後おそるべきテンポで成長発展をとげて、一九三一年には全農業人口の三八%をしめるにいたった。それは、インド農村社会の長い歴史の上において最も激烈な変化の年代であり、インドの伝統的社会構造の根底からの崩壊のもっとも鮮明な表現であった。

つぎの表は一九三一年のインド農業社会構成をしめしたものであるが、それからみられるとおり、農民はすでに両極分化の完全な様相をみせている。農業社会構造のピラミッドの頂上に

区 分	人数(100万)	百分率
全農業労働人口	111	100.0
1. 地代所得者	4	3.6
2. 5エーカー以上耕作の農民	28	25.3
(a) 自作農	18	16.3
(b) 小作農	10	9.0
3. 貧農労働者	37	33.3
(a) 小保有農民	10	9.0
(b) 占有権のない小作農および収獲折半小作農	27	24.3
4. 土地をもたない農業労働者	42	37.8
(a) 債務労働者	3	2.7
(b) 半失業労働者	35	31.5
(c) 自由賃金労働者	4	3.6
土地をもたない耕作者 (2-b, 3-b, 4-a-b-c)	79	71.1

(原書附表8)

は、約四〇〇万の地代に依存している不労地主があり、その基底には四二〇〇万の無産農業労働者がたくわえられ、そのうちおよそ五分の四は永久的に半失業状態におかれていた。かれらとときわめて接近した環境にあるのが、二七〇〇万の占有権のない小作農・収獲折半小作農であり、五エーカーにみたない土地

スレンドラ・J・パテルによるインド農業労働者の分析

を耕作している。インド農業社会構造の第一の特徴点は、農業人口の七〇%以上をしめる七九〇〇万人の農民が土地を所有していないことである。これが、インド農民を極端な貧困におとし、単位面積あたりの生産性をいぢるしく低いものにし、同時に常時食糧不足というインド国民経済の最も脆弱な一環をつくっている最も基本的な原因である。

土地をもたない農業労働者の量的増大についての特徴的な点は、インド各地域における分布状況が不均衡なことである。この不均衡は決して偶然ではなく、明らかに地域的に分類できる。すなわち、南部三角地帯(ボンベイ州・マドラス州・中央州)は土地をもたない農業労働者が四〇%以上、東部地方(ビハール州・オリッサ州・ベンガル州・アッサム州)は二〇ないし四〇%、北部地方(連合州・パンジャブ州・および西北諸州)は二〇%以下の比率をしめているが、それぞれの地方は、イギリス支配者がそれぞれにもちこんだ土地制度の形式の差異に照応している。土地をもたない農業労働者が最高の比率をしめている南部三角地帯はこれらの労働者の発祥の地であり、耕作者が自由にその土地を売買する権利をもっていた。他の地区は土地の売買が制限されていたのであり、無産農業労働者の比率が最も低い北部諸州は、東部諸州よりもイギリスの支配と農村共同体社会の崩壊が比較的おそくはじまったのである。したがってこの地方では、苛酷な地代制と債務労働制が、農民から

直接土地を収奪するよりもっと一般的な搾取形態となり、ここでは、貧農労働者の方が土地をもたない農業労働者よりも量的優位をしめている。きわめて多くのインド経済研究者がみとめている観点、すなわち、インドの人口の急速な増大が農業労働者増大の原因であるとする観点は、みぎのように農業労働者増大の地域別不均等とその原因を考慮するならば、まったく誤りであることが明らかであろう。

また、このような地域的類別から、今日のインド共和国およびパキスタン共和国の農業社会の基本構造の差異を説明することができるとは、すなわち、インド共和国では、土地をもたない農業労働者が集中して農業人口の四三%をしめ、パキスタン共和国では、反対にその比率は二〇%弱であるが、貧農労働者が集中している。したがって、この両国家の農業経済のピラミッド構造の基底は、形式上（実質的な内容はほとんど区別がつけられないにしても）、一方は無産農業労働者であり、他方は小作農である。

VII ロシヤ語版序文による批判

このパテルのインド農業労働者の分析において、ロシヤ語版序文はきわめて重要な批判をくわえている。すなわち、パテルは、インド農業における資本主義発展をかなり消極的に評価し、インド農業経済における伝統的構造は崩壊したけれども、

しかしまだ資本主義変貌を完成したとみるべきでないとしている。これに対しロシヤ語版序文は、インド農業の資本主義的発展をかなり積極的に評価しようとするものである。その論旨の大意は、つぎのとおりである。

パテルは、インドの農業労働者増大率の地域別不均等性を指摘して、その主要な原因をイギリス支配者のもたらした土地制度の差異に帰しているが、これには若干の疑問がある。もちろん、それらは、インド農業労働者を生成した最も主要な基盤であることはまちがいないけれども、しかしそれだけではインド農業労働者のその後の成長の地域的不均等性を完全に説明することは困難である。たとえば、資本主義が一般的危機の段階にはいると、全インドの農民分化の過程はいちじるしく加速されている。ボンベイ州およびベンガル州——インドで最も工業が発達している地域であるが——では、農業労働者の成長が特に急速におこなわれている。マドラス州と連合州における農民分化もかなり急速であるが、この両州は、甘蔗・煙草・油料作物等の商業作物の生産が急速に発展した地域であり、また若干の新しい工業・特に紡織工場が建設された地域である。また一九〇一年と一九一一年の資料を対比してみると、この期間の農業労働者の成長率は、特にバンガル州・パンジャブ州・ビハール州・オリッサ州においていちじるしいが、この地域はやはりジュート・棉花・米・小麦等の生産をこの時期に発展させた

1921～31年の各州別農業労働者増大率

州 別	農業労働者の絶 対数増大率(%)	農業労働者の自立農民 に対する増大率(%)
インド南部		
ボンベイ州	200	111
マドラス州	36	47
中央州	22	19
インド東部		
ビハールおよびオリッサ州	32	35
ベンガル州	57	87
アッサム州	17	12
インド北部		
連合州	33	40
パンジャブ州	43	12

(パテルの資料にもとづくロシア語版訳者の作成)

ころである。

このような関係について、パテルは説明していないが、これ

スレンドラ・J・パテルによるインド農業労働者の分析

は明らかに、インド農業労働者の成長は農業の商業化および資本主義的発展と密接にあるいは直接に関連しているとみななければならぬであろう。インド農業が資本主義的発展のみにはいったことが、農業労働者の成長および各地域別不均等発展のもう一つの基本的な原因となっているのである。

しかし、この要素を考慮しただけでは、まだ農業労働者の地域別不均等性を正確に把握することはできない。たとえば、パンジャブ州の一九〇〇年から三〇年までの速度をビハール州あるいは中央省と比較すると高くなっている。しかも、ビハール州・中央州の農業労働者の全農民に対する比率は、パンジャブ州よりも高いのである。これについては、パテルが統計資料を処理するにあたって、半奴隷・半農奴的階層——債務労働者を農業労働者に包括しているところに問題がある。

この階層は、いわゆる農民分化の過程の必然的産物ではなく、むしろ反対に封建制の遺産とみるべきである。このために、債務労働者がお相当地に残存している地域では、全農業人口中にしめる農業労働者の比率が人為的にたかめられている。

このようにしてみると、帝国主義前の時代とこの時代をとわず、インド各地域の農業労働者の分布状況は、すべてインドのそれぞれの地域の経済発展の不均等性を正確に反映するであろう。またこのようにしてみると、パテルはインド農業の資本主義的発展を過少評価していることに気がつくであろう。

パテルは、経済的耕作単位の上で新しい農業技術をもって農業労働者を雇用しているもののみを資本主義農業とみているが、それは正確ではない。周知のとおり、農業部門における資本主義的生産関係の発展の最も重要な指標は農業労働者の雇用であるが、新技術の採用は必須の条件ではない。大規模な労働力の使用がかえって生産技術水準の向上をさまたげることは、むしろしばしばあるのであって、たとえば、一九四七年連合州の調査によると、州内四〇一の地主農場を調査したところ、その全部が雇用労働者を搾取することによって利潤をえていたのであるが、そのうちパテルが資本主義的農業と認定しうるほどの技術を採用していたものは、わずか四〇農場にしかすぎなかった。したがって、パテルはこのような正確でない基準によって、インドの資本主義農業労働者の比重をかなり過少評価している。かれは全耕作者に対する資本主義的農業労働者の比率を

(ロシア語版序文およびロシア語版脚注については中国語訳によった。)

一九五九年六月稿

一%未満とみているが、これは実際にはずっと高くなるはずであるし、そうしてはじめてインド農業の資本主義的発展の本質を正確に把握できるであろう。

最後に序文は、パテルのこの著作はみぎのような批判点はあるけれども、その他のインド農業経済の正確な把握にかんして『大きな価値』をもっており、インド経済の研究に『かならずや貢献』するだろうとむすんでいる。